

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤）の部 ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏伝染性ファブリキウス嚢病・産卵低下症候群—1976混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）</p> <p>（削る）</p> <p>1 小分製品の試験 （削る） <u>1.1 ニューカッスル病力価試験</u> 1.1.1 （略） 1.1.1.1～1.1.1.3 （略） 1.1.2 試験方法 試験動物の10羽を試験群、3羽を対照群とする。 注射材料1羽分ずつを試験群の脚部筋肉内に注射し、<u>4週間後に試験群及び対照群から採血する。</u> 得られた各個体の血清について、ニューカッスル病ウイルス赤血球凝集抑制試験を行う。 1.1.3 （略）</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤）の部 ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏伝染性ファブリキウス嚢病・産卵低下症候群—1976混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）</p> <p><u>シードロット規格に適合したニューカッスル病ウイルス、2種類の鶏伝染性気管支炎ウイルス及び鶏伝染性ファブリキウス嚢病ウイルスを同規格に適合した発育鶏卵で増殖させて得たウイルス液並びに同規格に適合した産卵低下症候群—1976ウイルスを同規格に適合した培養細胞で増殖させて得たウイルス液をそれぞれ不活化し、混合したものに油性アジュバントを添加したワクチンである。</u></p> <p>1 小分製品の試験 1.1 力価試験 1.1.1 ニューカッスル病力価試験 1.1.1.1 （略） 1.1.1.1.1～1.1.1.1.3 （略） 1.1.1.2 試験方法 試験動物の10羽を試験群、3羽を対照群とする。 注射材料1羽分ずつを試験群の脚部筋肉内に注射し、<u>4週間飼育する。</u> 試験最終日に試験群及び対照群から得られた各個体の血清について、ニューカッスル病ウイルス赤血球凝集抑制試験を行う。 1.1.1.3 （略）</p>